

## 平成 25 年第 3 回定例会(9 月)議決結果

第3回定例会が平成 25 年 9 月 4 日から 18 日までの 15 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 21 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

#### ●芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

平成 25 年 1 月に公務員の給与改定に関する取り扱いについて、閣議決定がなされ、その中で、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても、国に準じて必要な措置をとるよう要請されています。

このため、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、一般職職員の給与を減額するため、給与に関する特例条例を制定するものです。

なお、この議案は、平成 25 年第 3 回臨時会において、賛成少数で否決となりましたが、国からの要請の趣旨及び県内の実施状況などを勘案して検討した結果、減額内容は前回と同様行政職は 2 級以下 4.77%、3 級以上 7.77%とし、実施期間を 3 カ月間短縮して再度提案されたものです。

(可決 賛成多数)

#### ●芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定

平成 25 年 6 月 12 日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の規定に基づき、芦屋町税条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

平成 25 年 6 月 12 日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の規定に基づき、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

### 【予 算】

#### ●平成 25 年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ 3 億 1,100 万円の増額補正を行うものです。

**歳入**＝土地開発基金で所有している大君ごみ処理場跡地を普通財産として買い戻すため、土地開発基金及び財政調整基金からの繰入金を 2 億 6 千万円増額補正したほか、普通交付税も 5 千万円増額計上しています。

**歳出**＝大君ごみ処理場跡地の購入費 2 億 8 千万円を計上しているほか、江川台公民館横法面崩落防止工事や柏原漁港海岸保全事業費用対効果分析業務委託、はまゆう公園

周辺整備基本・実施設計委託を措置しています。また、債務行為負担として子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を計上しています。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第 1 号)

町立芦屋中央病院の経営形態を地方公営企業法一部適用から地方独立行政法人へ移行するため、地方独立行政法人化支援業務委託 450 万 9,000 円、人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託 370 万 6,000 円を増額する補正予算並びに地方独立行政法人化支援業務委託 1,820 万円、人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託 889 万 4,000 円の債務負担行為などです。

(可決 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

下水道事業資本的支出について、社会資本整備総合交付金の国庫補助金 6,350 万円の要望額が 5,527 万 2,000 円に減額されたため、建設改良事業を見直し、補助対象事業費の委託費 4,680 万円を減額補正するものです。また、これに伴い平成 26 年度の債務負担行為である浄化センター及び西浜ポンプ場他機械・電気設備工事委託をそれぞれ見直しました。

(可決 満場一致)

【決算】

●平成 24 年度芦屋町一般会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●平成 24 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町病院事業会計決算の認定

●平成 24 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【契約】

●超音波診断装置購入契約の締結

現在の機器は、導入後 7 年以上が経過し、老朽化しています。現在の医療技術に適した検査を行なうため、新たな機能を有した超音波診断装置に買い替えます。契約金額は、885 万 1,500 円です。

(可決 満場一致)

**【意見書】**

**●森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書**

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税込の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を要望する意見書です。

(可決 満場一致)

**●道州制導入に断固反対する意見書**

効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる道州制は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではなく、多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、全体としての国力の増強につながると確信し、道州制の導入に断固反対する意見書です。

(可決 満場一致)

**【人 事】**

**●芦屋町教育委員会委員の選任同意**

平成 25 年 9 月 19 日をもって任期満了となるため、再度中島幸男氏の選任が提案されました。

氏 名 中島 幸男  
生年月日 昭和 16 年 1 月 1 日  
住 所 北九州市若松区東二島

(同意 満場一致)

**【その他】**

**●指定管理者の指定**

芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づいて、緑ヶ丘保育所及び子育て支援センターの指定管理者を平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間指定します。

(可決 賛成多数)

**●平成 24 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分**

平成 24 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金 8 億 856 万 469 円のうち、3 億円を建設改良積立金、5 億 856 万 469 円を利益積立金への積み立てるものです。

(可決 満場一致)

**【報 告】**

**●平成 24 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が行われました。